

実戦的な人質立てこもり事件総合訓練等の実施について（通達）

令 2. 3. 31 丁捜一発第 29 号、丁備二発第 82 号、丁情企発第 71 号、警察庁刑事局捜査第一課長、警察庁警備局警備運用部警備第二課長、警察庁情報通信局情報通信企画課長から各地方機関の長、各都道府県警察の長宛て  
（参考送付先）庁内各課長、各府県（方面）情報通信部長

（概要）

人質立てこもり事件総合訓練の計画的な実施、訓練実施上の留意事項、訓練の反復実施等について示したものである。